

◎主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（抄）
 （傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。 「第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置 第一款 生産調整方針（第五条―第七条） 目次中 第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵 第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条―第十七 第三款 米穀価格形成センター（第十八条―第二十八 「第二節 需要に応じた生 第三節 適正かつ円滑な 守事項（第七条の二・第七条の三） を 第一款 米穀の出荷又 条） 第二款 米穀等取扱事 条） 第三款 米穀安定供給 産の推進（第五条・第五条の二） 流通の確保に関する措置 は販売の事業を行う者の遵守事項（第六条・第七条） 業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等（第八条 確保支援機構（第十三条―第二十八条）	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。 「第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置 第一款 生産調整方針（第五条―第七条） 目次中 第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵 第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条―第十七 第三款 米穀価格形成センター（第十八条―第二十八 「第二節 生産者による需 第三節 適正かつ円滑な 守事項（第七条の二・第七条の三） を 第一款 米穀の出荷又 条） 第二款 米穀等取扱事 条） 第三款 米穀安定供給 要に応じた生産（第五条） 流通の確保に関する措置 は販売の事業を行う者の遵守事項（第六条・第七条） 業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等（第八条 確保支援機構（第十三条―第二十八条）

に、「第三節」を「第四節」に、「第四節 政府以
—第十二条—

外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条—第三十六条）」を
「第五
第六

節 民間備蓄（第三十三条の二—第三十三条の八）

節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条—第三十六条）

に、「第五節」を「第七節」に改める。

第三条第二項中「生産量の減少」を「消費量がその生産量を上回
ること等」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、同節の次に次の一節を加える。

第五節 民間備蓄

（基準保有量の届出）

第三十三条の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、民
間備蓄（民間事業者において、米穀の消費量がその生産量を上回
ること等によりその供給が不足する事態において迅速にその米穀
の譲渡しを行うために次条の規定による米穀の常時保有をすること
をいう。）を行う能力があるものとしてその事業の用に供する
米穀の数量が政令で定める規模以上であるもの（以下「民間備蓄

に、「第三節」を「第四節」に、「第四節 政府以
—第十二条—

外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条—第三十六条）」を
「第五
第六

節 民間備蓄（第三十三条の二—第三十三条の八）

節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条—第三十六条）

に、「第五節」を「第七節」に改める。

第三条第二項中「生産量の減少によりその」を削る。

第二章中第三節を第四節とし、同節の次に次の一節を加える。

第五節 民間備蓄

（基準保有量の届出）

第三十三条の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、民
間備蓄（民間事業者において、米穀の供給が不足する事態におい
て迅速にその米穀の譲渡しを行うために次条の規定による米穀の
常時保有をすることをいう。）を行う能力があるものとしてその
事業の用に供する米穀の数量が政令で定める規模以上であるもの
（以下「民間備蓄事業者」という。）は、毎年、農林水産省令で

事業者」という。）は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、その年の基準保有量（民間備蓄事業者が常時保有すべきものとして、当該民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される米穀の数量をいう。以下同じ。）その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2
〔略〕

第三十三条の三（第三十三条の八）〔略〕

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 需要に応じた生産の推進

（生産者による需要に応じた生産）

第五条 米穀の生産者は、米穀の生産を行うに当たっては、主体的に第二条第一項に規定する見通しその他の情報を踏まえて需要に応じた生産を行うよう努めるものとする。

2 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体は、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う米穀の需要に応じた生産に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、その区域の特性に応じ、米穀の生産者が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、当該区域内で生産される米穀の需給の見通しその他の当該区域における米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努め

定めるところにより、その年の基準保有量（民間備蓄事業者が常時保有すべきものとして、当該民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される米穀の数量をいう。以下同じ。）その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2
〔略〕

第三十三条の三（第三十三条の八）〔略〕

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 生産者による需要に応じた生産

第五条 米穀の生産者は、米穀の生産を行うに当たっては、主体的に第二条第一項に規定する見通しその他の情報を踏まえて需要に応じた生産を行うよう努めるものとする。

2 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体は、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う米穀の需要に応じた生産に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、その区域の特性に応じ、米穀の生産者が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、当該区域内で生産される米穀の需給の見通しその他の当該区域における米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努め

るものとする。

〔削る〕

（政府の責務等）

第五条の二 政府は、米穀の需要に応じた生産が個々の米穀の生産者による取組のみによって確保されるものではないことを踏まえ、米穀の生産、流通及び消費、政府による米穀の備蓄並びに民間事業者による米穀の在庫としての保有の状況等（以下この条において「米穀の生産、流通及び消費等の状況等」という。）を総合的に勘案して、米穀の生産者による需要に応じた生産を推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 政府は、米穀の生産者による需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の生産、流通及び消費等の状況等を継続的かつ適確に把握し、第二条第一項に規定する見通しをより適確なものとするよう努めるものとする。

3 政府は、前二項の施策を講ずるに当たっては、米穀の需給がその消費の動向、気象条件、国際情勢その他の事情により変動し得るものであることを踏まえ、第二条第一項に規定する見通しと米穀の需給の実情との間において差異が生じ得ることを特に考慮しなければならない。

るものとする。

4 政府は、米穀の生産者による需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図るものとする。

〔新設〕

4 政府は、毎年、第二条第一項に規定する見通しに関する次に掲げる事項について検証を行い、その結果を公表しなければなら ない。	一 当該見通しを策定する際に行った米穀の需給の動向に関する調査及び分析の結果 二 当該見通しと米穀の需給の实情との間において生じた差異 三 前号の差異が生じた原因 四 その他必要な事項	5 政府は、第二条第一項に規定する見通しと米穀の需給の实情との間において著しい差異が生じたと認められるときは、速やかに、米穀の生産、流通及び消費等の状況等を改めて適確に把握した上で、当該著しい差異が生じた原因について検証を行い、当該著しい差異が生じた旨、その把握した米穀の生産、流通及び消費等の状況等及び当該検証の結果について国会に報告しなければならない。	6 政府は、前項の著しい差異が生じたことにより米穀の価格が著しく変動したと認められるときは、速やかに、米穀の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	7 政府は、米穀の需要に応じた生産を推進するに当たっては、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図るものと
--	--	--	---	---

する。